

総務厚生委員会

付託議案の審査

3月定例会において総務厚生委員会には7件の議案が付託され、すべて原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案と主な質疑は次のとおりです。

◎議第4号 高山市行政組織条例の一部改正

(行政課題への対応や効率的、効果的な行政運営を推進していくため組織を見直すもの)

【論点】組織の見直しによる効果

・これまで企画管理部では企画政策や、人事、行革などの広い所管業務を抱えていたが、現在は地方創生や公共施設管理など多くの重点施策に取り組み必要があるため、企画部門と総務部門を分担し、それぞれの役割の強化を図ることができると

・子ども発達支援センターにはセンター長、保健師、保育士、教員などを新たに配置し、健康推進、保育園、学校教育との連携がよりとりやすくなる

◎議第6号 高山市積立基金条例の一部改正

(基金の有効活用を図り、持続可能な行財政運営を行うため、基金の統廃合及び新設を行うもの)

【論点①】寄附者の意向

・これまでもいただいた寄附については、その寄附の目的に沿った事業に充当している。今後とも寄附者の意向は尊重していきたい

【論点②】新設される基

金の目標額

・火葬場整備基金は、総合計画の実施計画の中で計画額を20億円と想定しており、その半額の10億円を、学校給食センター整備基金は計画額を19億円と想定しており、その約半額の9億円を目標額として設定し、平成31年度までに積んでいきたい

◎議第7号 高山市税条例等の一部改正(地方税法等の改正に伴う改正)

【論点】法人市民税の税率引き下げによる市税収入への影響

・影響額は、約4千万円の減収となるが、この部分については交付税措置される

◎議第8号 高山市国民健康保険条例の一部改正(国民健康保険法施行令の改正に伴う改正)

【論点】国民健康保険条例以外の条例改正の必要性

・市税条例の改正はすでに行っており、後期高

齢者医療制度の保険料については、後期高齢者医療広域連合での条例改正で対応し、介護保険料については、条例改正の必要はない

◎議第9号 高山市介護保険条例の一部改正(介護保険法施行令の改正に伴う改正)

【論点】条例改正による対象者と影響額

・対象となる主な理由は、土地の収用である

・平成28年度の保険料の賦課ベースで積算したところ、対象者は約80名、影響額は300万円程度の減額となる

◎議第10号 高山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(介護保険法等の改正に伴う改正)

【論点】地域包括支援センターの職員体制

・現在、主任ケアマネジャーを4名配置しているが、主任ケアマネジャーの受験資格が得られたところで、資格取得の準備をすすめ、5名

体制とする予定である

◎議第18号 久々野支所庁舎改築工事(建築)請負契約の締結

【論点】入札不調による影響

・管工事については問題なく進められると考えており、平成30年4月には庁舎をオープンさせたい

委員会の活動

総務厚生委員会では、議会提言に向けて「子ども基本条例(仮称)」を策定すべく調査研究をして参りました

が、高山市ではこのたび「教育大綱」が策定されました(議会では文教産業委員会において協議)。策定された「教育大綱」は、妊娠期から社会人となつて自立するまでの期間、子育てや教育に関する各種計画を推進していくにあ

たつての共通する考え方とされています。

このような大綱が策定されたので、当委員会としては、今後この大綱が施策にどう活かされていくのかを注意深く見守ることにしました。そして「子ども基本条例(仮称)」の調査研究は休止し、これまでの成果は大綱をもとに作られるであろう「施策」に活かしていく事にいたします。

なお、5月から、市議会では福祉と教育を「福祉文教委員会」として一体的に所管することになります。これまでも、別の委員会で協議されていたことが一緒になることで、情報や理念を共有でき大綱が施策として実現できるようになるはずで、市も今後この大綱に沿って施策を展開するとしており、今後の施策展開を期待しているところです。また皆様のご意見も議会にお寄せください。